前例より前進、市民参加と議会機能向上！

ビアンキ　アンソニー　犬山市議会議員

議会改革の第２ステージは
議会として今までの改革を踏まえ成果を出す段階ですが…

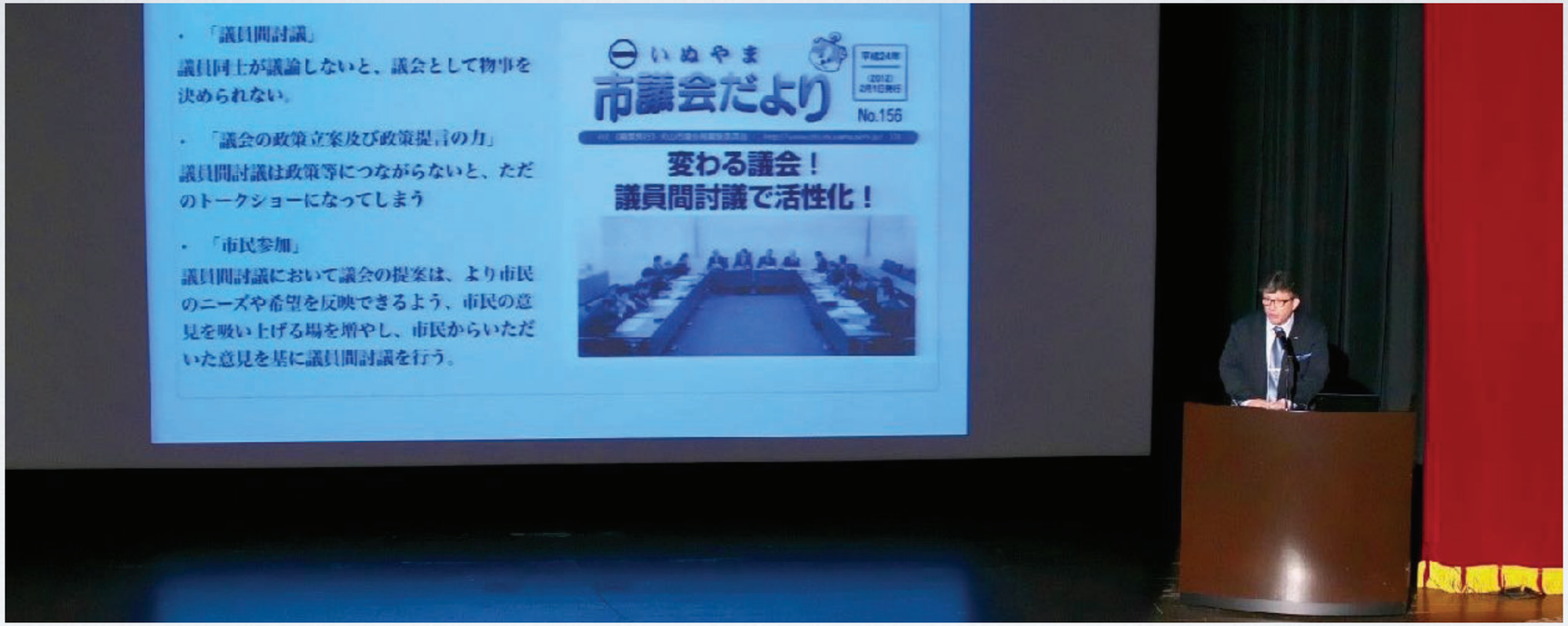

- 議会は与えられた権限を十分行使していない。本来の力を出していない。
- 日本の議会は受け身過ぎで、行政とのバランスが良くなく、十分機能していないと思われる。
- 議員は議会の一人の構成員としての意識が低い。
- 議会の集約した意見を十分重んじていない議員が多すぎる。

市民に役立つ、権限の限りで機能した議会への３点

簡単に言えば、議会の役割は市民に役立つことです。それをするには議会がもっと積極的に与えられた権限を 最大限に行使しないといけません。権限の限り機能した機関になるためには、次の3点が不可欠と考えます。それは、議員間討議推進と活用、議会の政策立案と提言力向上、市民参加です。

- 「議員間討議」

議員同士が議論しないと、議会として物事を決められない。

- 「議会の政策立案及び制作提言の力」議員同士の話は提案等につながらないと、ただのトークショーになってしまう。

- 「市民参加」

議員間討議において議会の提案は、より市民の希望を反映、よりニーズに合うように、市民の意見を吸い上げる場を増やし、市民からいただいた意見を議員間討議に反映する。

前例より、前進！

青い目の市会議員 奮戦記

ビアンキ アンソニー

風媒社

Local Assembly 3T Management Model
議会の３T マネージメントモデル

議会改革の第２ステージに入りました。今までの改革、議会基本条例設置等を踏まえて、議会として成果を出す段階です。
各議会の基本条例の何らかなかたちで、次のような３点を重視しています。
＊議会活動原則には議員間の自由な討議を通じて合意形成に努めます。
＊議会は市政等の調査研究を通して、政策立案及び政策提言を行います。
＊議会は開かれた議会運営に努め、多様な市民の参加を保障し、意見の反映に努めます。
上記を行うように、議会として成果を出す３T マネージメントモデルを示します。

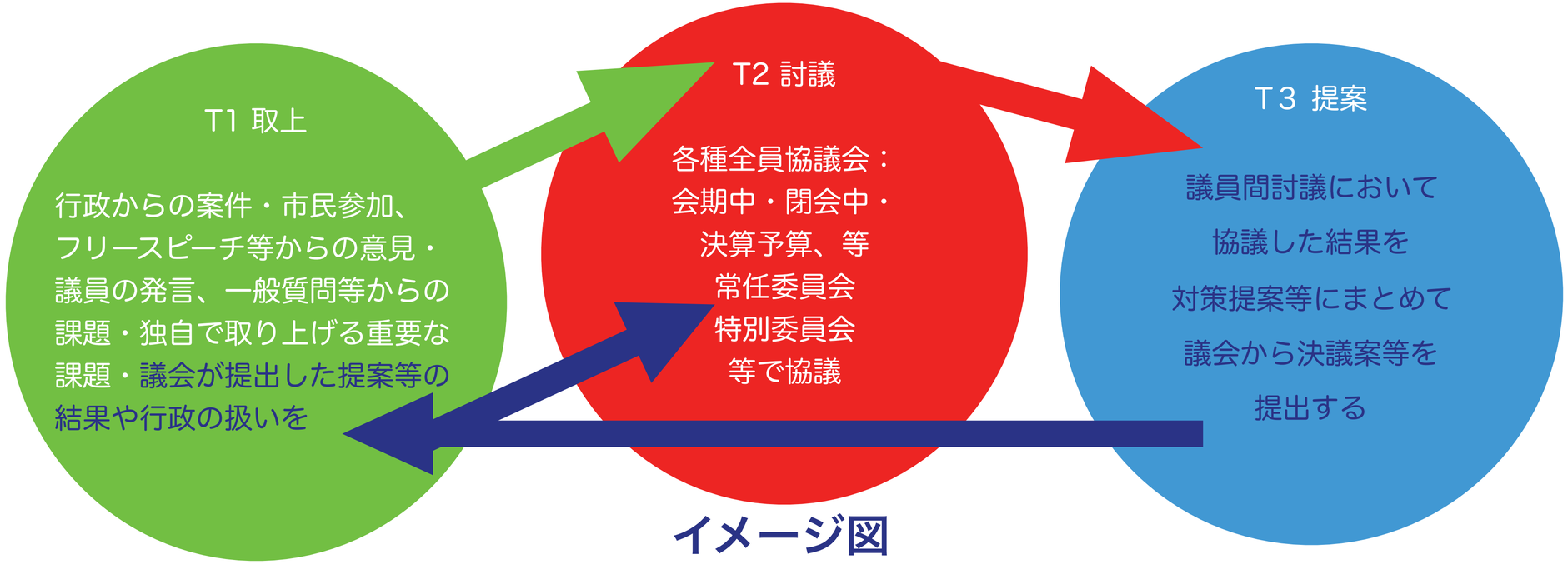

イメージ図

＊PDCAサイクルは会社や行政のプロジェクトマネージメントメソッドに合いますが議会は根本的に違う組織であります。議会内部の改革やプロジェクト以外にはPDCAサイクルよりも、議会の３Tサイクルのほうが議会活動に適切なマネージメントモデルであります。

議会

犬山市議会議員
ビアンキ・アンソニー

T取上 T討議 T提案 3T対策

議会改革の第2ステージに入ったと言われている。今までの改革、議会基本条例の設置等において成果を出す段階である。誤解しないで下さい。何人ものバラバラの議員ではなくて、議会独立機関として成果を出す段階である。するには議会は二元代表制度による与えられた権限を最大限に行使しなければいけない。それは十分行なわれていません。

日本の地方議会は受け身過ぎで、行政とのバランスが良くなく、十分機能していないと思わざるをえない。その原因は主に議員の意識にある。議会が一人の構成員としての意識が低く、議会の集約した意見の価値を十分重んじていない議員が多すぎる。同時に自分の手柄やお互いの嫉妬の理由で協力ができなく、議会本来の力を出していない。

そこで原点に戻って、もっと基本的なことに応えないといけない。議会の使命とは何か？簡単に言えば、議会の使命は市民のために役に立つことです。持っている権限の可能な限り機能した、市民の役に立つ機関になるため「The 3T対策」取上、討議、提案は不可欠である。議会は行政が出す案件だけではなく独自、特に市民参加を通じて、課題を取り上げ、議員間討議において対策等を提案する。

T1とは討議です。機能した議会は議員間討議の促進と活用で始まる。言うまでもなく議員同士は議論しないと、アクションが必要な時、議会として物事を決められない。議員間討議推進にはまず、環境作りが必要です。犬山市議会の特徴ですが、定例会中の一般質問や上程議案や行政の答弁について討議ができるように全員協議会を開く。一般質問と本会議での議案質疑終了後と常任委員会の開始前に開く。そして常任委員会でも議案質疑と討論の間には討議の時間を設ける。

T2は提案です。要するに政策立案及び政策提言の力向上です。議員間討議が提案等につながらないと、ただのトークショーになってしまう。定例会中の全員協議会において議員間討議を踏まえて合意形成をし、行政の答弁や施策が不十分だと思えば、議会の総意として物申す。討議において議会の集約した意見が改善に繋がった例が沢山ある。常任委員会でも討議の時間を設けた為、付帯決議案、委員長報告において意思表示等がはるかに増え、改善につながりました。やはり、一議員の意見よりも議会又は委員会の意見には重みがある。一人の議員の発言は花火、議会の意見はバズーカです。

T3は取上、テーマをI・行政からの案件や議員の発言等は勿論ですが、こちらで市民から議会として取り上げると言う意味です。提案ができるような議会になれば、その提案がより市民の希望に合う、生活向上につながるような市民参加が必要です。犬山市議会では様々な形で市民参加ができるよう「議長オープンドアポリシー」「市民との意見交換会」「親子議場見学会」「女性議会」などを行っています。

そして市民が議場で全議員に意見を述べられる「市民フリースピーチ制度」が一番基本的にやらなければいけない市民参加の取り組みである。民主主義において、市民を代表する議員全員に意見を言う権利がある。その場所を設けるのは議会の義務である。市民の提言を聞きながら議会力につながる。

市民と密接な関係を持つことは重要である。フリースピーチ制度はその根本的な要素である。多くの市民が政治や議会が遠い存在と言っている。だからこそ、議場で、議員全員と市民の前で行うことは最適である。議場は市民のもので、民主主義の原点であるし、議員は市民の代表であるだけではなく、議員も市民で、一緒に理想なまちを考えるのは、当たり前のはずです。特にこの投票率が下がっている、政治に不信を感じている、議会の必要性が問われている、無関心や成り手問題が広がっている時代に市民フリースピーチ制度は大事な活動だと信じております。

議場で市民から頂いた意見を議員間討議で取り上げ、議会と執行部の建設的な協議を踏まえて、市民の希望に応えるのは草の根の民主主義の本来の姿である。議会は市民に身近なものになります。上記の3T対策ができれば、議会は十分機能した、市民に役に立つ機関になります。

議員間討議促進

議会基本条例は平成23年10月に制定されました。

条例に「議員間討議」という言葉が10回ほど出ています。

しかしどこも行っていないので２つ提案しました。

- 定例会会期中の一般質問や本会議の議案質疑について議員が討議を行うため全員協議会を開始すること
- 常任委員会にて議員間討議時間を設けること

いぬやま
市議会だより

平成24年
(2012)
2月1日発行
No.156

《編集発行》犬山市議会報編集委員会　http://www.city.inuyama.aichi.jp/

変わる議会！
議員間討議で活性化！

議員間討議の促進の取り組み

○定例会会期中に全員協議会を開催

一般質問及び上程議案の内容等を協議する議員間討議を行う

○委員会での討議の場を設置

常任委員会の流れ（例）

議案説明及び議案質疑（1議案ごと）

⇒ **議案に対する討議** ⇒ 討論 ⇒ 表決

定例会の日程（例）

日次	摘要
第1日	議案上程説明
第2日・第3日	精読
第4日・第5日	休会
第6日	精読
第7日～第10日	一般質問
第11日～第12日	休会
第13日・第14日	議案質疑 委員会付託
第15日	**全員協議会**
第16日～第17日	**部門委員会**
第18日～第19日	休会
第20日	**部門委員会**
第21日	休会
第22日	委員長報告 同報告に対する質疑 討論　採決

議員間討議の促進の取り組み
全員協議会の議員間討議から申し入れへ

公共施設の利用や予約について、市に申し入れを行いました。

6月定例会の一般質問の中で、柴田浩行議員が「公共施設利用の市民優先」について質問しました。

過去の一般質問でも他の議員が取り上げたテーマであることから、6月19日の全員協議会の中で、議長から議員間討議のテーマとして取り上げられ、その結果、議会として市に対して申し入れを行うこととなりました。

6月26日、正副議長が山田市長、小澤副市長に次の内容の文書を渡しました。

《申し入れをした内容》

1. 市民又は登録団体が公共施設を利用、予約しやすくなるよう環境を整備すること
2. 市民又は登録団体が公共施設を利用するにあたって、早期に予約手続きが可能になる等改善を図ること
3. 公共施設の利用や予約に関して、できる限り一定の基準やルールを設けること

4月から公共施設の予約受付の時期や受付方法が変わります

受付開始時期が…

現状		見直し後
全ての利用者が同時	➡	市民は市民以外より1か月前に受付可

開始日の受付方法が…

現状		見直し後
先着順	➡	一定の受付時間を決めて、「話し合い」または抽選

①公共施設の受付開始日

分類	施設の名称	担当課	受付開始日 市民（利用する月の）	受付開始日 市民以外（利用する月の）
福祉	福祉会館 大・中ホール	福祉課（44-0320）	3か月前の月の初日	2か月前の月の初日
			7か月前の月の初日	5か月前の月の初日
	各地区の 老人福祉センター（長寿館を含む） 老人憩の家 高齢者活動センター	長寿社会課（44-0325）	2か月前の月の初日	1か月前の月の初日
保健・健康	市民健康館、さくら工房	健康推進課（63-3800）	4か月前の月の初日	3か月前の月の初日
学習	各地区の 学習等供用施設	文化スポーツ課（44-0353）	2か月前の月の初日	1か月前の月の初日
公民館・市民活動	恒野地、犬山市、若師野公民館	文化スポーツ課（44-0353）	3か月前の月の初日	2か月前の月の初日
	南部公民館 講堂等		7か月前の月の初日	5か月前の月の初日
	しみんてい、余遊亭、小弓の庄	地域安全課（44-0347）	2か月前の月の初日	1か月前の月の初日
	楽出ふれあいセンター		4か月前の月の初日	3か月前の月の初日
	犬山里山学センター	環境課（44-0345）	7か月前の月の初日	6か月前の月の初日
文化・スポーツ	文化史料館	歴史まちづくり課（44-0354）	4か月前の月の初日	3か月前の月の初日
	とんでん館、旧磯部家住宅復原施設			
	野外活動センター	文化スポーツ課（44-0352）		
	山の田公園（野球場、テニスコート）		2か月前の月の初日	1か月前の月の初日
	体育センター、弓道場			
	武道館			
	木曽川犬山緑地（野球場・多目的広場）			
	木曽川犬山緑地（テニスコート）		利用日の2か月前	利用日の1か月前
	羽黒中央公園 犬山市体育館（エナジーサポートアリーナ）、多目的スポーツ広場			
	市民文化会館		変更なし（利用日の1年前）	
その他	犬山国際観光センター	観光交流課（44-0343）	7か月前の月の初日	6か月前の月の初日
	（営利・営業・商業宣伝等）		6か月前の月の初日	5か月前の月の初日

②受付方法

受付開始日に早朝より長時間並んでいただくことのないよう、一部の施設を除いて先着順の受付方法を次のとおり変更します。

・各施設の受付開始日の最初に30分間の仮受付時間を設けます。その間に利用希望日時が重なった場合は、まずは利用者間で調整を行ってもらい、調整がつかない場合には抽選により本受付の決定をしていきます。なお、それ以降は先着順となります。

※注意（①・②共通）

・施設の目的によって市内在勤者等を市民に含む場合や市民以外の利用が制限される場合もありますので、取り扱いや開始日の受付方法の詳細は、利用する施設、または担当課に確認してください。

・運動施設などの登録団体の受け付け（予約抽選会など）は、従来どおり継続しますので注意してください。

10 広報犬山 H30.1.15号

答弁が納得できない一般質問を活かすこと。

議員間討議で意見を集約し、提案へとつなげます。

*議員間討議をしなければ、市民へのこの効果は得られなかった。

議員間討議の促進の取り組み

○定例会会期中に全員協議会を開催

一般質問及び上程議案の内容等を協議する議員間討議を行う

○委員会での討議の場を設置

常任委員会の流れ（例）

議案説明及び議案質疑（1議案ごと）

⇒ **議案に対する討議** ⇒ 討論 ⇒ 表決

大きな改革は小さなことで始まる

委員長：議案に対する質疑が終わりました。
これから議案に対する議員間討議を行います。

定例会の日程（例）

日次	摘要
第1日	議案上程説明
第2日・第3日	精読
第4日・第5日	休会
第6日	精読
第7日～第10日	一般質問
第11日～第12日	休会
第13日・第14日	議案質疑 委員会付託
第15日	**全員協議会**
第16日～第17日	**部門委員会**
第18日～第19日	休会
第20日	**部門委員会**
第21日	休会
第22日	委員長報告 同報告に対する質疑 討論　採決

議員間討議の促進の取り組み
委員会の議員間討議の活用

委員会の議員間討議を導入したことにより、付帯決議、委員長報告等で意思表示、政策提言する機会がはるかに多くなった。

議員間討議において常任委員会の委員 の集約した意見を委員長報告を通じ訴えた(右)

*犬山市議会としてこのような委員長報告は初めて。結果、コミュニティバスは3台増車された。

建設経済委員会審査結果報告書

平成24年9月24日
犬山市議会議長
山田拓郎殿

建設経済委員長
ビアンキアンソニー

日時

**********中略**********

第74号議案 平成23年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定 について

9月14日本会議において、当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしまました結果、第62号議案、第68号議案及び第70号議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決、第74号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定、第66号議案については、賛成多数をもって原案のとおり可決、第73号議案については賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものとそれぞれ決しましたので報告いたします。

なお、コミュニティバス事業について、第73号議案の検証や、当局においてこれまで開催された市民委員会及び意見交換会で提出された市民の意見を踏まえ、今委員会中の委員間討議において、増車と他に交通弱者支援のさまざまな方法を含めて検討し、速やかに拡大・改善を図る必要性があると意見集約がされましたので、あわせて報告いたします。

****

市民参加

親子議場見学会

市民と意見交換会

フリースピーチ制度

中日新聞　2018年（平成30年）3月2日

議場で披露 市民の提案

犬山市議会は２月28日夜、市民の思いを議場で市議が聞く「市民フリースピーチ」を初めて開いた。応募した７人が、20人の全市議を前に硬軟取り混ぜてまちを良くする持論を披露。市外からも傍聴者が集まる注目ぶりで、上々の滑り出しとなった。（三田村泰和）

犬山市議会 初のフリースピーチ

初開催の「市民フリースピーチ」で話す男性とビアンキ議長（右奥）＝犬山市役所内の議場で

発言は一人五分ずつ。発言後に市議から質問があると、その都度答えた。

市民の提案は「介護予防のため筋トレを盛んに」「名前に犬がつく人や愛犬家を集めて犬山のＰＲを」「城下町に多い井戸を観光に活用しては」と多彩。

他にも、道路整備と産業誘致、傍聴席へのスピーカー設置や市議懇談会の充実、期日前投票の利便性向上、産業廃棄物処理場問題への対応が語られた。

四十五人分の傍聴席は満席となり、約十人が県内他市や岐阜県から訪れた。市議会本会議では許されない拍手が認められ、発言者へのねぎらいを込めて傍聴者が手をたいた。

フリースピーチ導入に力を注いだビアンキ・アンソニー議長は冒頭、「市民は権利として発言できる。意見を真摯に受け止めることを約束します」とあいさつ。市民の声は後日の全員協議会などで取り上げ、聞きっぱなしにはしない。

傍聴した名古屋市守山区のアルバイト松原美佐子さん（２６）は「素晴らしい試みだ。沈黙は民主主義の大敵。市民に議場を使わせる点、在学・在勤の七人の発言者を公募する。

（二〇一〇年開始）より進んでいる」と話した。

初回の発言者は年配男性ばかり。筋トレを語った市川労さん（７６）は「五分間はあっという間」、期日前投票を話した仲井正夫さん（７６）は「機会があればまた発言したい」と感想を話した。「女房に内緒で出てきた」という人もいた。

議会事務局は、発言者の名を書き、机に立てる棒「氏名標」を市議と同様に用意する心遣いを見せた。

今後も市議会定例会ごとに原則年四回行う。事前に市内在住・在勤の七人の発言者を公募する。

民三分間議会演説制度

中日新聞　03/02/2018　この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています。

議長オープンドアポリシー

Open Door Policy

（議会の市政相談）

開催日　原則　毎週水曜日

（祝日・議会会期中は除く。）

時　間　午後１時３０分から

午後４時３０分まで

※ 開催日は議会事務局議事課（44-0307）にご連絡いただくかフェイスブックや市議会ホームページをご覧ください。

女性議会

市民フリースピーチ制度

民主主義において、市民を代表する議員全員に意見を言う権利があるのは当たり前のはずです。
それでその場所を設けるのは議会の義務と考えられます。

内容：

- 定例会開催期間に、市民が議場で議員に対し、市政に関して「5分間」自由に発言ができる。
- 市民からの意見は、全員協議会で議員間討議を行い、申し入れなどのアクションをとる。
- 協議結果は文書やホームページで公開。

中日新聞　2018年（平成30年）9月11日（火曜日）

フリースピーチ 身近な議会に一役

犬山市議会が2月に始めた市民フリースピーチ制度の第3回が9日、市役所内の議場であった。市議会定例会ごとに開いてきたが、11月に市長選、来年早々に市議選がある関係で年度内の開催はこれが最後となった。手探りでスタートした制度だが、普段の市議会以上に傍聴席が埋まるなど支持を集め、市民と議会の距離を縮める成果を上げている。（三田村泰和）

犬山で本年度最後 市民が自由に意見／拍手OK

フリースピーチ制度は、市民が議場で議員を前に市政について五分間ずつ発言できる。個々の議員がその場で質問や感想を述べ、課題が浮き彫りになれば、議会の総意として市当局に問い合わせや申し入れをするほか、一般質問でも取り上げる。

九日の第三回は五十～七十代の男性七人が登壇し、「自転車が歩道を走らないように道路に自転車優先帯を」「一人暮らし高齢者の家に危険を感じた時に隣近所まで響く大音量ブザーを」「犬山は観光地といわれるが、城下町の一角がそうであるにすぎない」などと持論を述べた。元市長の石田芳弘さん（三）も市民として申し込み、「地方議会こそ民主主義の基礎部分だ」とげきを飛ばした。

フリースピーチ制度は市民参加型議会を目指す昨年就任のピアンキ・アンソニー議長が発案。反対意見もあったが、実現にこぎ着けた。議長は開催ごとに冒頭のあいさつで「民主主義において、市民が市民を代表する議員全員に意見を言う権利があるのは当たり前のはず」「投票率が下がり、政治不信で議会の必要性が問われる無関心時代にフリースピーチは大事な活動だと信じる」などと信念を述べてきた。

傍聴者は市議会本会議と違って拍手も可能。堂々たる発言に対してはもちろん、時間切れで原稿を読みきれなかったり、見るからに緊張して発言を終える人にも拍手が起きる。

九日は、一般四十五席の傍聴席に市内外から三十九人が集まった。山梨学院大法学部の江藤俊昭教授（六二）も傍聴し、閉会後の議員との懇談で「自由な討議空間が生まれている。感激した」と述べた。

江藤教授は「議会の多くは市民向けの報告会や意見交換会で外に行くが、犬山は本体部分を開いて市民を呼び込んでいるのがすごい。さらに市民の発言を全員協議会のテーマにしている。海外では議会はもっと身近な存在だ。こういう制度がどんどん広がるといい」と話した。

議員を前に市民として発言する元市長の石田さん。後方はピアンキ議長＝犬山市役所の議場で

中日新聞　09/11/2018　この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています。

市民フリースピーチ制度

特徴

・完全な議会の行事
・誰でも参加しやすい時間帯
・年齢制限なし
・ 議場で議員から発言に対する質疑をしてもよい

主な効果

・ 市民の直接参加により、市政に関心を高める
・ 議会や議場に親しむ
・ 議会活動を、より市政に市民の意見を反映させる

＊フリースピーチの傍聴席は満席
＊フリースピーチを協議する全員協議会も傍聴者あり

市民フリースピーチ　（成果の一つとして）

〇障がい者の災害時の支援について
（議会からの申し入れ）
➡避難行動要支援者支援制度の名簿掲載に係る条件の見直しを検討し、障がい者が避難しやすい支援体制を構築して欲しい。

〇行政からの回答
➡条件を緩和し運用する。
（地域支援者を2名から見直し1名でも登録可能として運用する。）

中日新聞２０１８年9月７日

（第3種郵便物認可）

災害弱者の名簿 要件緩和

犬山市「家族以外の支援者1人」

犬山市は、災害時に助けが要る人をリスト化した「避難行動要支援者登録名簿」への掲載条件を緩和した。名簿に載る前提として、災害弱者自らが万一の際に助けてくれる二人を地域で確保し、その名前を記入する必要があったが、これを一人の名前でも可能に改めた。

（三田村泰和）

名簿登録を巡っては、中途失明した男性（五三）が六月、市議会の第二回市民フリースピーチ制度で問題点を指摘。「名簿に載るには家族以外で支援してくれる二人の名前を書かねばならないが、用意できずに登録していない障害者は多い。そんな名簿に意味はあるのか。誰にも助けてもらえない人をどう助けるかを市は考えてほしい」と訴えていた。

発言を受けて市議会は七月、「家族以外の支援者二人が必要という条件の見直しを」と市に申し入れ、市はその二日後に「一人でも登録可能として運用する」と改善を回答した。

男性は「さんざん迷ったがフリースピーチに出た結果、議員に現状を知ってもらえ、いい方向に踏み出せた」と喜んでいる。

市福祉課によると、同様の制度で他自治体は二、三人が必要としているが、一人で認めている市もあったため再考した。

市内には名簿登録の対象者が約千七百人いる。内訳は自宅で暮らす要介護3以上の高齢者や、重度身障者、知的・精神障害者、難病者ら。四月時点の登録は百四十五人にとどまっており、広報犬山九月一日号に制度のあらましを掲載して周知に努めている。

あす市議会フリースピーチ

犬山市議会は九日午前十時から、第三回市民フリースピーチを市役所内の議場で開く。事前に応募した七人が、議員を前に市政について五分間ずつ意見を述べる。昨年就任したビアンキ・アンソニー議長が主導する市民参加型議会の目玉となる試みで、今年二月に第一回を開いた。本年度の開催はこれが最後となる。（問）議会事務局＝0568(44)0307

中日新聞　09/07/2018　この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています。

市民参加：市民フリースピーチ制度
主な目的：市民の直接参加により、市政に関心を高める・議会や議場に親しむ・議会活動をより市政に市民の意見を反映させる
2018年(平成30年)1月16日
市民の声 議場で聴かせて
犬山市議会 来月28日に第1回、参加者募る
特徴：完全な議会の行事・誰でも参加しやすい時間帯等・年齢制限なし・頂いた意見を議員間討議へ・議会の適切な対応を図る